#### 地域ケア会議の実施に向けて

#### ~自立と自立支援の定義(暫定)を、ケアプランを通して考える~

平成28年6月13日 平成28年6月16日 北コミュニティセンター 10:00~/14:00~

10:00/14:00 挨拶 地域包括支援課

10:05/14:05 介護予防ケアマネジメントの考え方

10:30/14:30 「自立と自立支援の定義(暫定)を共通認識しましょう」

・オリエンテーション

・事例の紹介

・「生活機能評価表」を活用し、現状を評価しましょう

・個人ワーク 事前アセスメントについて

・グループで共有 事前アセスメントについて

・グループワーク 事後予測について

・まとめ

#### 12:25/16:25 今後の予定

- ・8~11月にかけて、旧圏域の地域包括支援センターごとに 研修会を開催します。詳細は、後日別途案内を送付します。
- ・在宅医療・介護連携について

主催/地域包括支援課、介護保険課

共催/地域包括支援センター、一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会 公益社団法人和歌山県理学療法士協会、一般社団法人和歌山県作業療法士会 一般社団法人言語聴覚士会

### 地域ケア会議の実施に向けて

~自立と自立支援の定義(暫定)を ケアプランを通して考える~

平成28年6月13日、16日 地域包括支援課

### 本日の研修会の目的

みんなで考えた

「自立と自立支援の定義(暫定)」に ついて共通認識をもつことです。 そして、この定義を意識して、 ケアマネジメントを行うことです。

# なぜ、共通認識が必要なの?なぜ、定義づくりが必要なの?

- ▶「自立支援型個別地域ケア会議」
- ▶介護予防・日常生活支援総合事業 における「介護予防ケアマネジメント」

を、実施していくため。

#### 地域ケア会議

- 介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により構成される会議 (介護保険法115条の48第1項)
- ▶要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者が、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

(介護保険法115条の48第2項)

### 和歌山市が目指す地域ケア会議



(地域包括支援センター主催)

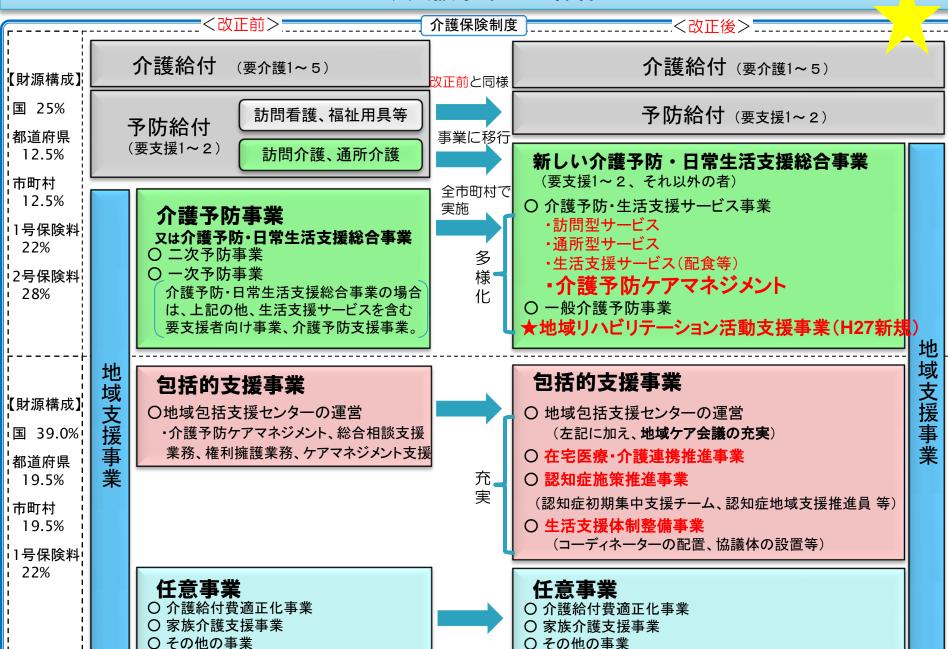
- 個別地域ケア会議困難事例等
- ▶個別地域ケア会議 自立支援型ケアマネジメント
  - ⇒自立と自立支援の定義、共通認識が必要!

#### 地域支援事業とは・・・

H18年4月 介護保険法改正により創設

- 市町村が責任主体となって実施
- •目的••・被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

#### 地域支援事業の全体像



		訪問型サー	ビス				
		現行相当	①訪問介護				
	介 =#		②訪問型サービスA 緩和した基準によるサービス				
	護 予	多様な	③訪問型サービスB 住民主体による支援				
介	防	サービス	④訪問型サービスC 短期集中予防サービス				
護	- -		⑤訪問型サービスD 移動支援				
予	生	通所型サー	ビス				
防	生 活 支	現行相当	①通所介護				
常し	·····································	夕拌扒	②通所型サービスA 緩和した基準によるサービス				
生い	サ	多様な   サ <i>ー</i> ビス	③通所型サービスB 住民主体による支援				
活総			④通所型サービスC 短期集中予防サービス				
支合 援事	ビ ス 事	その他の生活支援サービス					
· 業			①栄養改善を目的として配食サービス				
総し	業		②住民ボランティア等が行う見守り				
合			③訪問型・通所型の一体的提供等				
事業		介護予防ケ	アマネジメント				
	<b>3</b>		①介護予防把握事業				
	一予 般防		②介護予防普及啓発事業				
	介事		③地域介護予防活動支援事業				
	護業		④一般介護予防事業評価事業				
		H27新規	⑤地域リハビリテーション活動支援事業				

#### 第2 サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20~)
- ①訪問型サービス (P21~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サ <del>ー</del> ビス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者と サービス 提供の考 え方	〇既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 〇以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向 けた支援が必要な ケース ※3~6ケ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サ <del>ー</del> ビス 提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	1

- (2) **涌 所 型 サ ― ビ ス** (P22~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当			
サ <del>ー</del> ビス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動な ど、自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え 方	〇既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 〇「多様なサービス」の利用が難しいケース 〇集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3~6ケ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

#### ③その他の生活支援サービス (P23~)

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

#### 介護予防・生活支援サービス事業対象者

- (1)要支援1、2の認定を受けた者
- (2)基本チェックリストに該当し、

「事業対象者」(要支援相当)と判断された方

#### <注意>要支援認定が必要な場合

- 〇予防給付(福祉用具貸与や住宅改修など)を利用する場合
- 〇サービス事業と予防給付を併用する場合

	【予防給付】 訪問看護、短期入所、 福祉用具貸与、住宅改修等	【サービス事業】 訪問型サービス 通所型サービス
要支援認定者	0	0
事業対象者	×	0

#### 基本チェックリスト

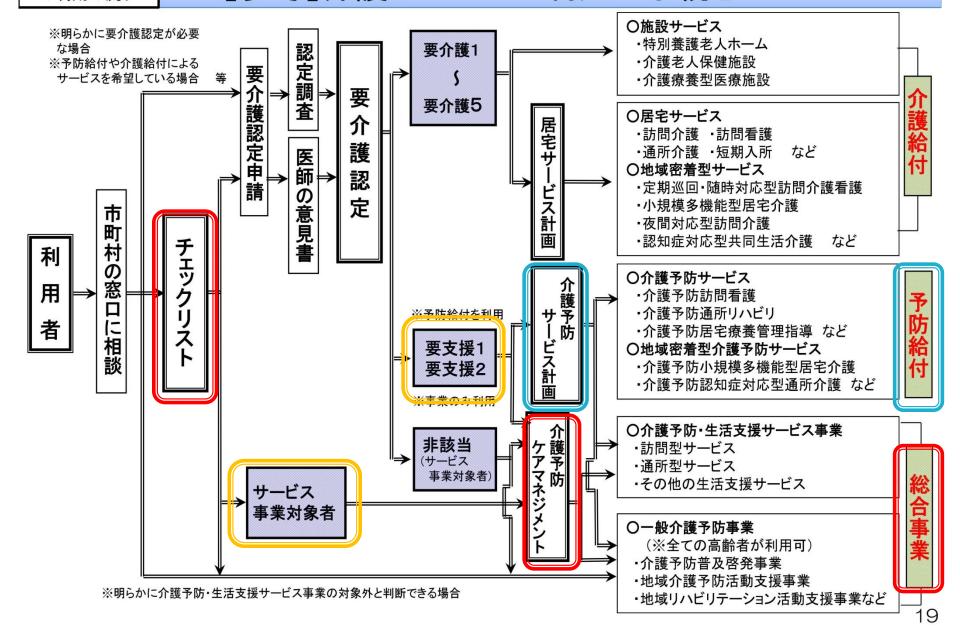
NO.	質問事項					(	(いずれか)	答 こOを うさい)	おー		
1	バスや電車で1人で外	出している	ますか						0. はい	1. เงเ	ハえ
2	日用品の買い物をして	いますか							0. はい	1. เงเ	ハえ
3	預貯金の出し入れをし	ていますが	יוֹ						0. はい	1. เงเ	ハえ
4	友人の家を訪ねていま	きすか							0. はい	1. เงเ	ハえ
5	家族や友人の相談にの	のっていま	すか						0. はい	1. เงเ	ハえ
6	階段を手すりや壁をつ	たわらずに	こ昇ってい	ますか					0. はい	1. เงเ	ハえ
7	椅子に座った状態から	何もつか	まらずに立	ち上がって	ていま	すか			0. はい	1. เงเ	ハえ
8	15分位続けて歩いてし	ますか							0. はい	1. เงเ	ハえ
9	この1年間に転んだこ	とがありま	すか						1. はい	0. เงเ	ハえ
10	転倒に対する不安はプ	<b>さいです</b>	か						1. はい	0. เงเ	ハえ
11	6ヶ月間で2~3kg以上	の体重源	むがあり	ましたか					1. はい	0. เงเ	ハえ
12	身長 c	<u>m</u>	<u>体重</u>		kg		(BMI=		) (注)		
13	半年前に比べて固いも	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか							1. はい	0. LV	ハえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか						1. はい	0. เงเ	ハえ		
15	口の渇きが気になりますか						1. はい	0. เงเ	ハえ		
16	週に1回以上は外出し	ていますだ	),						0. はい	1. เงเ	ハえ
17	去年と比べて外出の回数が減っていますか						1. はい	0. เงเ	ハえ		
18	周りの人から「いつも同	司じ事を聞	く」などのな	物忘れがあ	あるとi	言われ	こますか		1. はい	0. เงเ	ハえ
19	自分で電話番号を調べ	くて、電話	をかけるこ	ことをしてい	ますが	j۱			0. はい	1. เงเ	ハえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか						1. はい	0. เงเ	ハえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない						1. はい	0. เงเ	ハえ		
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった						1. はい	0. เงเ	ハえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる							1. はい	0. เงเ	ヽえ	
24	(ここ2週間)自分が役	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない							1. はい	0. เน	ハえ
25	(ここ2週間)わけもなく	疲れたよ	うな感じか	·する					1. はい	0. เงเ	ハえ
	(注) BMI=体重(k	g)÷身長	·(m)÷身	長(m)が	18.5未	:満の	場合に該	当とする	) <sub>o</sub>		



このような25項目の チェックリストを対面 で実施し、「事業対 象者(要支援相当の 者) と判定されるこ とで、認定の手続き を経ずに、総合事業 のサービスを利用す ることができるように なります。

第4 サービス の利用の流れ

#### 【参考】介護サービスの利用の手続き



## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるプロセス等の実施

	介護予防支援	ケアマネジ・メントA	ケアマネジメントB	ケアマネジ・メントC
アセスメント	0	0	0	0
ケアプラン原案 作成	0	0	0	
サービス担当者 会議	0	0	Δ	
利用者への説 明・同意	0	0	0	0
ケアプラン確定・ 交付	0	0	0	(O) (ケアマネシ・メント結果)
サービス利用開始	0	0	0	0
モニタリング	0	0	Δ	_

(〇実施 ム必要に応じて実施 -不要)

#### 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違い

種類	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付+事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防支援 (予防給付)	0	0	×	×
介護予防 ケアマネジメント (総合事業)	×	×	0	0

- ●「介護予防支援」は、予防給付のみ、または予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を組み合わせて利用する要支援者のケアマネジメントです。
- ●「介護予防ケアマネジメント」は、総合事業サービスのみを利用する要支援者、及び 事業対象者に適切にサービスを提供するためのケアマネジメント

### ケアプラン作成にあたって・・・ こんな経験はありませんか?

介護支援専門員として、 アセスメントから目標設定しても、 本人や家族の希望が強くて、 サービスありきのプランにならざるを得ない・・・ 事業所の意向に合わせないといけない・・・



### これからの介護予防に重要なこと

- 本人の「したい・できるようになりたい」気 持ちを大切にすること!
- ▶生活上の困りごとを把握した上で、 本人の望む具体的な生活を実現するために、 目標が明確に設定された

介護予防ケアマネジメント!

サービスを入れることが目的化しているケアプラン



課題を解決する(改善する)ことを目的とするケアプラン

▶「自立」って、何?

- 「自立支援」って、何?
  - ・ 本人にとって
  - ・家族にとって
  - ・地域住民にとって
  - ・支援者にとって



#### 本日の研修の目的

みんなで考えた「自立と自立支援」について、 共通認識をもつこと。

そして、定義を意識して、ケアマネジメントを 行うこと。

「自立支援型個別地域ケア会議」の実施や、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防ケアマネジメント」の実施に向けて、必要なこと!

#### 4月26日(午前-午後)研修会

~和歌山市における自立支援を みんなで考える~

参加者 192名 (内訳)居宅介護支援事業所 130名 地域包括支援センター 49名

> 介護支援専門員協会 1名 リハビリ専門職 12名

#### 「自立」とは

1	自己決定、意欲、主体性、維持能力。
	ADL自立、自己責任、経済的自立
2	家、施設を含め必要な支援を受け、意欲的、前向きな心。
3	自分で意思決定を行い、必要な支援を受けながら、楽しみをもって生活すること。
4	精神面•身体面•生活面
	その人にとって、できるだけ体を良い状態で保ちながら、役割をもっていると感じられる自身で決めること ができる生き方

#### 「自立支援」とは

1	家族、地域の理解と協力
1	制度上の分類によらず、望む場所で生きがいにつながる行動が行える。
2	本人の意欲向上を考え、その方がもつ機能等を適切にアセスメントし、適切な相談を受けられる必要がある。
3	地域や環境、社会資源を活用し、さまざまな支援方法を使って、身体、行動、気持ちが自立すること。
4	活動性を高めるために、運動機能の維持向上に努めながら、社会の一員になれる様な環境づくり

#### 和歌山市における自立と自立支援の定義(暫定的確定)

『自立』とは、心身機能の維持向上に努め、社会の中で役割を持ち、主体的な自己決定に基づいた、自分らしい生活を継続できること。

『自立支援』とは、自分らしい生活をイメージできるように、 その人の可能性と環境を知り、本人だけではなく、家族や地域を含めた支援者で共有する。そして、その人の改善の可能性を理解し、 その能力を引き出すために、総合的な資源を活用して、自分らしい 生活を継続できるようにすること。



### 運営委員

#### (メンバー)

- •地域包括支援課、介護保険課、•地域包括支援センター
- •一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会
- •公益社団法人和歌山県理学療法士協会
- •一般社団法人和歌山県作業療法士会、
- •一般社団法人和歌山県言語聴覚士会

今後は、適宜その他関係団体にも参加いただければと考えています。

#### (役割)

- 定義(暫定)をまとめる。
- 研修会の内容等を検討する。

### 和歌山市の人口構造

区 分	平成22年度 (2010年)	平成37年 (2025年) 推計	平成47年 (2035年) 推計
0~14歳人口	46, 914人	34, 130人	28, 214人
	(100. 0)	(72. 7)	(60. 1)
15~64歳人口	227, 450人	189, 731人	165, 245人
	(100. 0)	(83. 4)	(72. 6)
65歳以上人口	96, 000人	108, 125人	104, 925人
	(100. 0)	(112. 6)	(109. 2)
うち	45, 612人	66, 569人	63, 271人
75歳以上人口	(100. 0)	(145. 9)	(138. 7)
総人口	370, 364人	331, 996人	298, 384人
	(100. 0)	(89. 6)	(80. 5)

#### 支える側と支えられる側のバランスは年 々厳しくなる(和歌山市)



平成27年



平成47年













75歳以上1人 に対して 15~74歳け

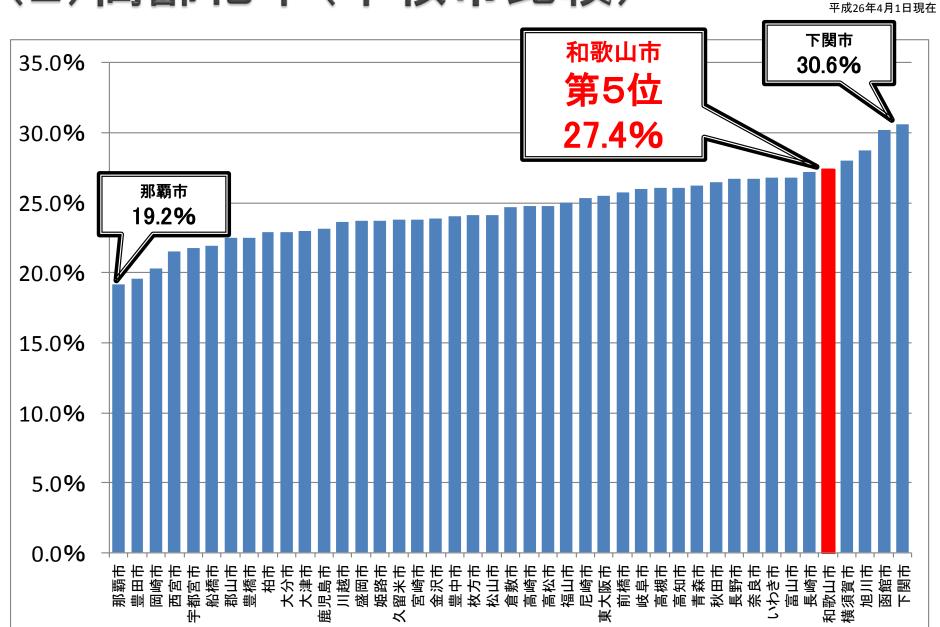
18.4人

75歳以上1人 15~7/告/十

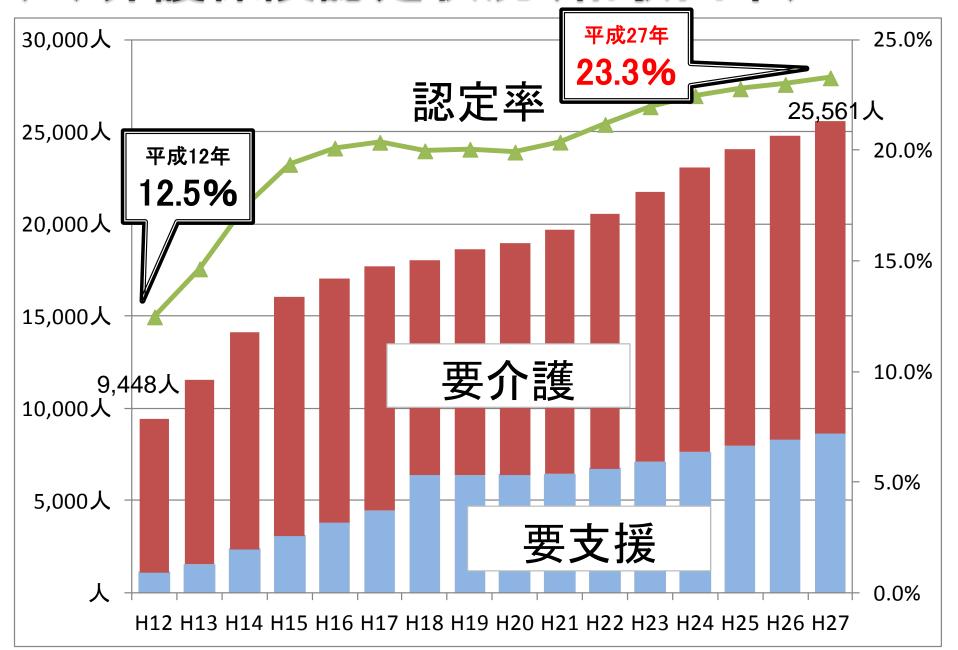
5.0人

10 1 7 1/1/201	165	10 1 7/1/2016	10 1 7 100
75歳以上	16,331人	50,863人	60,341人
15~74歳	300,516人	256,340人	183,852人

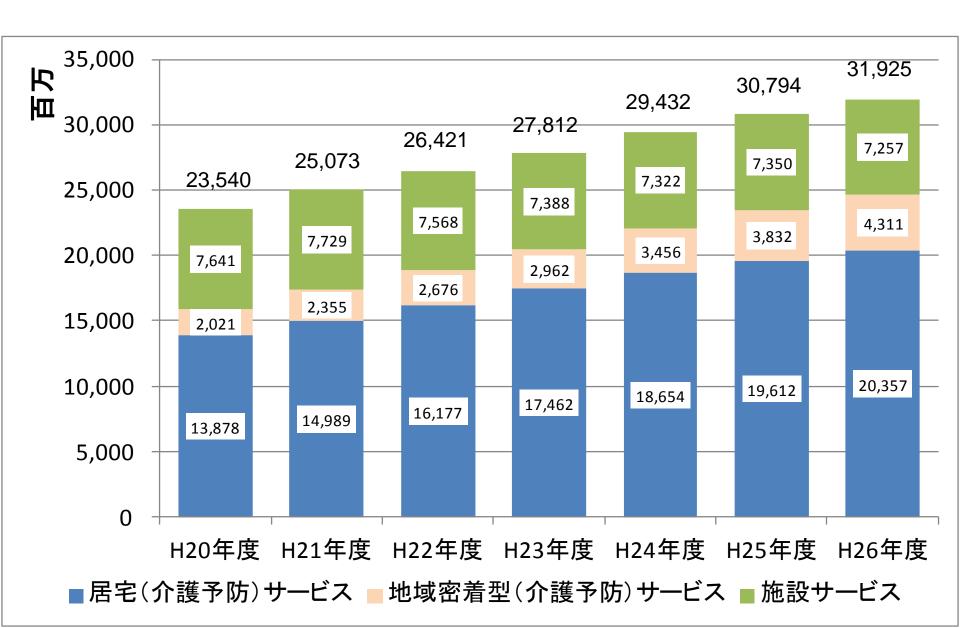
### (2)高齡化率(中核市比較)



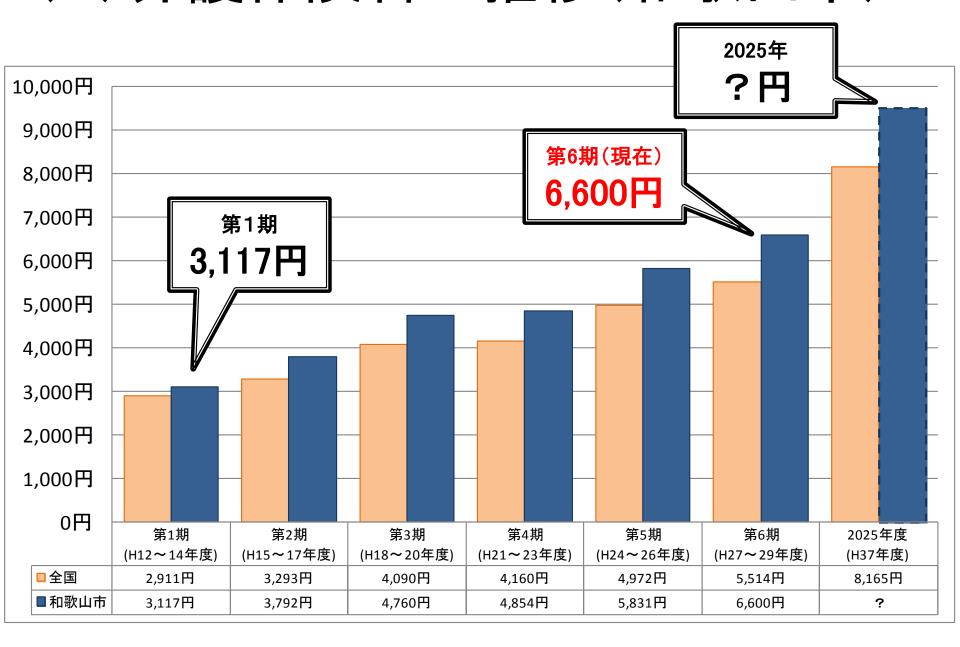
### (4)介護保険認定状況(和歌山市)



### (5)介護給付費の推移(和歌山市)



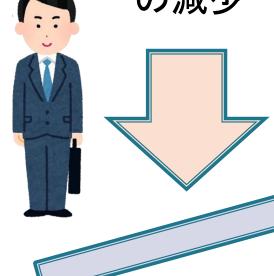
### (5)介護保険料の推移(和歌山市)



### 需要と供給のバランスが不均衡

生産**年齢人口** の減少

需要↑ (対象者の増加)



供給↓ (人材不足)



- ⇒給付費の増加
- ⇒保険料の高額化

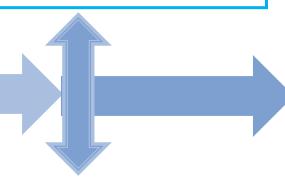


#### 介護保険制度の基本的な考え方

国民の努力・義務(4条) 健康の保持増進・能力の維持向上

理念(1条) 尊厳の保持

自立した日常 生活を営む



規範的統合 住民、地域、関係 者の相互の共通 認識(理解)が必 要

保険者(地方公共団体の責務)5条 可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるようにする。

(包括的に推進)

保険医療福祉サービス、予防、軽減、悪化の防止 自立した日常生活の支援

### さいごに

15箇所の地域包括支援センターが、 ケアマネジャーの皆さんにとって 相談できる、信頼できるセンターとなるように、 地域包括支援課は、地域包括支援センターを 後方支援していきます また、総合事業への円滑な移行に向けて、 ご協力よろしくお願いします